

# 子ども子育て支援新制度について

「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」といいます。 )は、次の3つの目的を掲げています。

## 1.「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」に向けて

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」制度が改善されます。具体的には、4種類ある認定こども園(\*)のうち、「幼保連携型認定こども園」という種類の施設について、設備や運営に関する基準、提供される教育・保育の内容などが新たに定められます。

また、これまで非常に複雑で、事業者の方々の負担となっていた、施設を設置するための手続きを簡素化することや、財政措置の見直しなどにより、幼保連携型認定こども園の設置を推進することとされています。

(\*)

「幼保連携型」 認可保育所と認可幼稚園が連携して運営する。

「幼稚園型」 認可幼稚園が長時間保育・子育て支援等の保育所の機能も備える。

「保育所型」 認可保育所が保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れる。

「地方裁量型」 上記以外。

という4つの種類の認定こども園があります。

## 2.「保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善」に向けて

保育所などの施設が、行政による設置の「認可」を受けるしきみを改善・透明化し、施設等の設置を促進したり、「小規模保育」、「家庭的保育」などのさまざまな手法による保育に対する新たな財政措置を行い、提供される保育の量や種類を増やしたりすることで、待機児童を解消することが目指されています。

また、こうした「量」の拡大とともに、教育・保育の「質」も確保するため、幼稚園教諭・保育士等の人材確保、職員の処遇や配置の改善などを図ることとされています。



### 3.「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けて

地域における子育て支援に関するさまざまなニーズに応えることができるよう、「学童保育」、「一時預かり」、「延長保育」、「妊婦検診」などのさまざまなサービスの拡充を図ることとされています。また、子育て支援に関する相談の受付や施設・サービスの紹介、情報提供などを行う窓口を設置するなどの新たな取り組みによって、多様なメニューからニーズに合ったサービスを選択して利用できるしくみづくりが目指されています。

前述の3つの「目的」が果たされるよう、必要な準備を着実に進めていき、施設やサービスを整備・実施していきます。そして、新制度の実施主体として、地域の実情を反映した吉野町子ども・子育て支援事業計画を策定していきます。



### 吉野町子ども・子育て支援事業計画について

国では平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする、子ども・子育て関連3法を成立させ、多様な子育て支援を推進する体制が整いました。

「子ども・子育て関連3法」とは

- 1.子ども・子育て支援法
  - 2.認定こども園法の一部を改正する法律
  - 3.関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）
- の3つの法律を合わせた総称です。

これらの法に基づき、子どもを安心して産み、育てることができる環境を整えていく為に、国が定める「基本指針」に即した吉野町の事業計画（平成27～31年度の5か年計画）を策定していく必要があります。

吉野町の実情を踏まえて、今後、どのような施設・サービスを、どのくらい、いつまでに整備・実施していくかを定めます。策定期間は、平成27年3月を予定しており、その中身を今後の子ども・子育て会議で検討していきます。また、子ども・子育て支援事業計画は、これまでの吉野町の施策と関連して策定していきます。